（会計課の所掌事務）

第四百八十条　会計課は、第四百七十五条の十一第二号に掲げる事務をつかさどる。

（庶務課の所掌事務）

第四百八十七条　庶務課は、第四百七十五条の三各号、第四百七十五条の七第一号及び第四百七十五条の十一第二号に掲げる事務をつかさどる。

（国立感染症研究所に置く部等）

第五百七十七条　国立感染症研究所に、次の十四部及び一室並びに研究企画調整センター、感染症疫学センター、エイズ研究センター、病原体ゲノム解析研究センター、インフルエンザ・呼吸器系ウイルス研究センター、薬剤耐性研究センター、感染症危機管理研究センター、治療薬・ワクチン開発研究センター、実地疫学研究センター及び次世代生物学的製剤研究センターを置く。

総務部
ウイルス第一部
ウイルス第二部
ウイルス第三部
細菌第一部
細菌第二部
寄生動物部
感染病理部
真菌部
細胞化学部
昆虫医科学部
獣医科学部
（削る）
品質保証・管理部
安全実験管理部
国際協力室

（削る）

第五百九十五条・第五百九十六条　（略）

（会計課の所掌事務）

第四百八十条　会計課は、第四百七十五条の十第二号に掲げる事務をつかさどる。

（庶務課の所掌事務）

第四百八十七条　庶務課は、第四百七十五条の三各号及び第四百七十五条の十第二号に掲げる事務並びに第四百七十五条の七に規定する事務をつかさどる。

（国立感染症研究所に置く部等）

第五百七十七条　国立感染症研究所に、次の十五部及び一室並びに研究企画調整センター、感染症疫学センター、エイズ研究センター、病原体ゲノム解析研究センター、インフルエンザ・呼吸器系ウイルス研究センター、薬剤耐性研究センター、感染症危機管理研究センター、治療薬・ワクチン開発研究センター及び実地疫学研究センターを置く。

総務部
ウイルス第一部
ウイルス第二部
ウイルス第三部
細菌第一部
細菌第二部
寄生動物部
感染病理部
真菌部
細胞化学部
昆虫医科学部
獣医科学部
血液・安全性研究部
品質保証・管理部
安全実験管理部
国際協力室

（血液・安全性研究部の所掌事務）

第五百九十五条　血液・安全性研究部は、感染症その他の特定疾病に関し、次に掲げる事務をつかさどる。

一　予防、治療及び診断に関する生物学的製剤並びに抗菌性物質及びその製剤の生物学的検査及び検定（異常毒性否定試験、発熱試験、及び化学試験に係る部分に限る。）並びにこれらの医薬品の生物学的検査及び検定に必要な標準品の製造並びにこれらに必要な科学的調査及び研究を行うこと。

二　予防、治療及び診断に関する生物学的製剤（血液製剤に限る。）の生物学的検査、検定及び試験的製造並びにこれらの医薬品の生物学的検査及び検定に必要な標準品の製造並びにこれらに必要な科学的調査及び研究を行うこと（エイズ研究センターの所掌に属するものを除く。）。

第五百九十六条・第五百九十六条の二　（略）